

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり  
制定する。

令和 3 年 2 月 19 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）  
の施行に伴い所要の改正を行うため。

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和  
3年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険税条例（昭和33年条例第26号）の一部を  
次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者ならび  
にその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所  
属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定  
する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28  
条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所  
得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金  
額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同  
じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第  
703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項  
に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公  
的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては  
当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65  
歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超  
える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合  
計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以  
上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減  
じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同  
条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者なら  
びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯  
所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万  
円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得  
た金額を加算した金額）」に改める。

附則第4項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得  
税法」に改め、「同条中「総所得金額」の右に「および山林所得金  
額」を加え、「，「総所得金額」を「「総所得金額」に，「とする。）」  
を「とする。）および山林所得金額」と、「110万円」とあるの

は「125万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市国民健康保険税条例の規定は，令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和2年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。